

東海田幼稚園 重要事項説明書

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	学校法人真證学園
事業者の所在地	広島県安芸郡海田町寺迫1丁目4-12
事業者の連絡先	082-822-7576
代表者氏名	濱田 和人

(2) 施設の概要

種別	幼稚園				
名称	東海田幼稚園				
所在地	広島県安芸郡海田町寺迫1-5-22				
連絡先	(電話) 082-822-7576 (FAX) 082-822-7584				
施設長氏名	若林 一茂				
開設年月日	昭和54年4月1日				
利用定員	(1号)	ひよこ組 (満3歳児)	赤組 (3歳児)	黄組 (4歳児)	青組 (5歳児)
		15人	25人	25人	25人
当園の基本理念・運営方針	教育基本法および学校教育法に従い、幼児を保育し適当な環境を与えてその心身の発達を助長するとともに、浄土真宗の教義に基づいて宗教的情操を養うことを目指します。				

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	1155.22 m ²
	園庭	538.4 m ²
園舎	構造	S造・2階建て
	延べ	527 m ²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
保育室	4 室	(ひよこ組：満3歳児クラス、赤組：3歳児クラス 黄組4歳児クラス、青組5歳児クラス)
遊戯室	1 室	
教材倉庫	1 室	
職員室	1 室	
事務室	1 室	

(5) 職員体制（令和4年5月1日 現在）

職種	員数	常勤	非常勤	職務内容
園長	1 人	1 人	0 人	本園の管理運営を総括する
副園長	1 人	1 人	0 人	
主幹教諭	1 人	1 人	0 人	主任業務を行う
教諭（担任）	4 人	4 人	0 人	入園している子どもに対し教育を行う
教諭（フリー）	若干名			同上
助教諭	4 人	3 人	1 人	教諭の職務を助ける
預り保育	1 人		1 人	
園医	1 人	0 人	1 人	嘱託
事務職員	1 人	1 人	人	事務に従事する

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	9時～14時（5時間）
預かり保育	保育時間	朝：7時30分～8時15分 夕：保育終了後～19時 土曜：7時30分～19時
休業日	日曜日・土曜日・祝日	
	夏期休業日（7月下旬～8月末）	
	冬期休業日（12月下旬～1月上旬）	
	春期休業日（3月下旬～4月上旬）	
	その他園長が特に必要と認めた日	

※ 行事前日や個人面談実施の際には、保育時間が短縮される場合があります。

詳細については、園だより等で周知させていただきますので、ご確認ください。

(7) 利用料等

下記のほか、教育の提供にあたって必要な経費であり、保護者負担が望ましいものについて、別途費用を徴収することがあります。この場合、あらかじめ費用を負担いただく目的やその理由について適宜書面でご案内いたしますので、ご了承ください。

入園申し込み料		願書提出時	5,000円
入園準備金		入園手続き時	40,000円
特定保育料	施設設備費	毎月	1,000円
	教育研究充実費	毎月	700円
雑費	絵本代 ジュニアメイト	実費相当額	
	給食費		
	PTA会費		
	冷暖房費		

	通園バス維持費（利用者のみ）		
	その他（用品代・観劇代など）		
その他	預かり保育に係る費用	(30分当たり)	80円

（8）支払方法

毎月20日（土日祝の場合は翌営業日）に、口座振替の方法でお支払いいただきます。なお、「預かり保育に係る費用」及び雑費のうち「その他（用品代・観劇代など）」は前月の請求額、「特定保育料」及び雑費（「その他（用品代・観劇代など）」を除く）は当月の請求額になります。

（9）提供する特定教育・保育の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼稚園教育要領に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。

（10）年間行事予定

月	行事内容
4月	（入園式、始業式、花祭り、親子交流会）
5月	（こどもの日お祝い会、内科検診、歯科検診、参観日、降誕会）
6月	（参観日）
7月	（七夕会、参観日、個人面談、終業式、年長児キャンプ）
8月	（プール指導、始業式）
9月	（参観日）
10月	（運動会、遠足）
11月	
12月	（発表会、成道会、希望者面談）
1月	（御正忌報恩講、もちつき大会、参観日）

2月	(節分豆まき、涅槃会、音楽発表会)
3月	(ひなまつり、お別れ遠足、お別れ会、卒園式、終了式)

行事等のスケジュールは園だよりでご確認ください。

(11) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	施設の管理者が定めた選考方法による
利用の開始	当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書に同意された後に利用を開始します
	<p>【利用終了となる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1号又は2号の認定に該当しなくなったとき（卒園を含む。） ・ 保護者から退園の申出があったとき ・ 利用継続が不可能であると町が認めたとき ・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
退園理由	<p>【当園より利用契約を解除する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用料の支払いが2ヶ月以上遅延し、支払いの催告をしたにもかかわらず14日以内に支払われない場合 ・ 保護者、園児、その家族ないしはその関係者が当園、当園の職員その関係者又は他の園児に対して、この契約を継続し難いほどの迷惑行為、背信的行為などを行い、利用の継続について重大な支障又は困難が生じた場合

(12) 嘴託医

医療機関の名称	原小児科
医院長名	原 三千丸
所在地	海田町日の出町 6-6
電話番号	082-820-0606

(13) 嘴託歯科医

医療機関の名称	広島大学小児歯科
歯科長名	野村 良太
所在地	広島市南区露 1丁目 2-3
電話番号	082-257-5775

(14) 嘴託薬剤師

医療機関の名称	(有) ゴーダカンパニー どんぐり薬局
薬剤師名	奥田 貴暁
所在地	広島市安芸区船越南 3丁目 25-28
電話番号	082-821-0203

(15) 緊急時における対応方法

(緊急時の対応方法を記載。)

(例) 特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他上記嘴託医及び嘴託歯科医をはじめとする医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

【管轄する消防署】

消防署名	広島市消防局安芸消防所
所在地	安芸郡海田町堀川町 3-12
電話番号	082-822-4349

【管轄する警察署】

警察署名	広島県 海田警察署
------	-----------

所在地	安芸郡つくも町 1-45
電話番号	082-820-0110

(1 6) 非常災害対策

防火管理者	京極 かおり
消防計画届出年月日	平成 17 年 5 月 26 日
避難訓練	火災・地震・水害・不審者対応の避難及び通報を想定した訓練を 3 か月に 1 回実施します。
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器、さすまた、防護盾
避難場所	長谷寺境内地及び安全な場所
緊急時の連絡手段	電話、コドモンシステム、専用ホームページで情報提供

(1 7) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	古閑 香織	主任
相談・苦情解決責任者	若林 一茂	園長

【要望・苦情等への対応方法】

要望・苦情等を受けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。

(1 8) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	企業賠償責任保険
保険の内容	所有・使用管理する施設による事故や施設の用法に伴う仕事の遂行による対人対物による事故を保証
保険金額	(金額) 対人 1 名 最大 1 億円 1 事故 最大 3 億円 対物 最大 1000 万円

(19) 個人情報等の取り扱い

(個人情報の利用目的)

当園は、保護者より口頭もしくは文書により提供を受けた個人情報について、保育の円滑な実施を含む当園の運営以外の目的で使用することはありません。

個人情報の利用目的は以下のとおりです。

- ・園児募集並びに入園に関する業務
- ・保護者との連絡に関する業務
- ・園児の保育に関する業務
- ・園児の記録管理に関する業務
- ・園児の健康状態把握に関する業務
- ・卒園児の確認に関する業務
- ・当園の広報に関する業務
- ・上記各業務において必要となる範囲での、第三者に対する提供

(個人情報の取り扱い方法)

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

(個人情報の第三者提供について)

上記にかかわらず、当園は、次に掲げる場合には、当園が取り扱う個人情報を第三者に提供することがあります。なお、これらの第三者提供の中止依頼があった場合は、すみやかに対応します。

- ① 保護者アプリにて配信、販売するために、園児の肖像を含む当園の日々の活動の様子や園児が制作した作品の写真等を、当園と提携しているアプリ運営事業者に提供する場合
- ② 園外向けの広報等のために、園児の肖像を含む当園の日々の活動の様子や園児が制作した作品の写真等を、当園が提携している広報事業者ないし印刷事業者に提供する場合

(20) カスタマーハラスメントの防止

園児、保護者、地域社会との信頼関係を築き、保育、教育の質を高めるため、カスタマーハラスメントの防止に努めます。

外部講師による教職員研修、ハラスメント事案・対応・その経過を共有、ノウハウの蓄積、弁護士への相談体制構築等を行います。

カスタマーハラスメントが発生し、充分な保育、教育提供が困難と判断した場合、退園となることがあります。

※詳しくは HP にリンクを掲載しています。

(21) その他保護者に説明すべき事項

別紙「園からの諸注意」をご参照ください。

附則

令和 5 年 1 月 8 日 制定

令和 5 年 10 月 10 日 改定

令和 7 年 1 月 1 日 改定